相続手続きのご案内

筑邦銀行

（2026 年 7 月現在）

相続手続きのご案内

被相続人さま（お亡くなりになられた方）のご生前のご厚情に深く感謝申し上げますとともに深く哀悼の意を表します。

被相続人さまのご預金等は、民法の定めにより相続財産となるため、お引出し・ご入金のお取引を停止させていただきます。

早速ではございますが、今後の相続手続きの流れをご案内申し上げます。

なお、相続手続きのご説明には時間を要する場合もございますのであらかじめご了承ください。

1. 相続手続きの流れ

【お客さま】 (1) お亡くなりになられたことのご連絡	・被相続人さまの死亡について、お取引店または相続センター（0120-397-888）にご連絡ください。 当行にてお取引状況を確認し、預金等の支払い停止等の手続きを行います。 ・お届けの際は、被相続人さまのご逝去の日・お取引店の支店名・口座番号・ご連絡いただきましたお客さまのお名前や被相続人さまとのご関係をお尋ねさせていただきます。 なお、ご連絡いただいた方のご本人確認ができない場合は、被相続人さまのお取引状況等についてご案内できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
⇩	
【お客さま】 (2) 相続人さまのご確認	お取引店でお渡しする「相続についてのお尋ね」等を使って相続人さまの確認をお願いいたします。
⇩	
【当行】 (3) 必要書類のご案内	遺言書の有無や遺産分割協議の状況をお聞きしたうえで、お手続きに必要な書類をご案内いたします。
⇩	
【お客さま】⇄【当行】 (4) 書類の準備および提出	ご案内した戸籍謄本等をご提出いただき、相続人等であることの確認後、「相続に関する依頼書（当行制定）」をお渡しします。「相続に関する依頼書（当行制定）」に署名捺印のうえ、印鑑証明書とともにご提出いただきます。 （お取引内容や、相続人等の状況により、日数を要する場合があります。）
⇩	
【当行】 (5) 相続預金のお支払について	書類のご提出後、書類の確認に1週間程度時間を要します。書類の不備や不足等がなければ相続人さまへの払戻し、振込等を行います。 また、書類に不備や不足等があった場合は、更にお時間をいただく場合があります。

（2026年7月現在）

【ご留意いただきたい事項】

(1)　相続手続きが終わるまで、被相続人さまの預金の引出しおよび入金、債券・投資信託等の換金は出来なくなります。また、預金や貸金庫等で代理人を選任している場合、被相続人さまの死亡に伴い代理権は消滅します。

(2)　口座振替の契約がある場合や家賃等の継続的な振込がある場合、変更等の手続きをお願いいたします。

(3)　残高証明書等の発行が必要な場合、相続人、遺言執行者、または相続財産清算人のお一人のご依頼により発行いたします。（弁護士・司法書士などの代理人を含みます。）

- 被相続人さまが亡くなられたことが確認できる書類をご持参ください。
- 相続人、遺言執行者、相続財産清算人であることが確認できる書類と印鑑証明書、実印（職印）をご持参ください。

2. 必要書類について

(1)　被相続人さまの戸籍（除籍）謄本等（相続人全員の記載があるもの）

- 詳しくは別紙「戸籍謄本等をご用意いただく際のお願い」をご参照ください。
- 戸籍謄本等は、当行でコピーした後、原本をご返却いたします。（ただし、被相続人さまに当行からお借入れがある場合は、原本が必要となります。）
- 認証文付きの法定相続情報一覧図の写しがある場合は、上記の戸籍謄本は不要となります。

(2)　当行制定の相続手続きの依頼書

- 相続人全員の自署、実印の押印をお願いします。
 ※　遺言書・遺産分割協議書等の内容により、一部の相続人さまにお願いする場合もあります。
- 住所は印鑑証明書に記載の住所をご記入ください。

(3)　各相続人さまの印鑑証明書

- ご提出いただく日の６カ月以内に発行されたものをご準備ください。
- 印鑑証明書は、当行でコピーした後、原本をご返却いたします。（ただし、被相続人さまに当行からお借入れがある場合は、原本が必要となります。）

(4)　遺言書がある場合や遺産分割協議書を作成している場合は、原本をご持参ください。

(5)　貸金庫をご利用いただいている場合や債券・投資信託等をお持ちの場合は、別途、手続きが必要となりますのでお申し出ください。

※上記は、一般的な相続手続きに必要な書類です。
相続手続きは、遺言書がある場合や、遺産分割協議が整っている場合、調停・裁判・審判による場合など、個別のご事情により必要書類やお取扱いが異なる場合があります。お客さまの必要書類は、次ページ以降の「必要書類のご案内」でお知らせします。

以　上

（2026 年 7 月現在）

3. **必要書類のご案内**

◎遺言書などがない場合　※欄に〇をした書類をご提出ください。

ご提出書類	※	説明事項	発行先
相続に関する依頼書（当行制定用紙）		・相続預金等の取扱方法を相続人さまの連署によりお届けいただく書類です。 ・相続人全員の自署・実印での捺印をお願いします。 （遺言書等で当行預金等の相続人が特定できる場合は、その方の自署・捺印（実印）をお願いします。）	銀行窓口 または 相続センター
被相続人さま（亡くなられた方）の戸籍（除籍）謄本		・出生から死亡までの連続した謄本をご用意ください。 （婚姻、転籍、改製等の戸籍謄本）	最寄の市町村窓口（一部本籍所在地でしか取得できないものもあり）
相続人全員が確認できる戸籍謄本		・上記謄本で相続人を確定できない場合（相続人の婚姻による除籍や代襲相続等）は、別途戸籍謄本をご用意ください。	現住所の市区町村
相続人全員の印鑑証明書（発行６カ月以内）		・署名・捺印される相続人全員分をご用意ください。 ・海外在住の相続人は、大使館・領事館で発行するサイン証明およびパスポートの写しまたは在留証明書が必要です。	
遺産分割協議書		・相続人全員で相続財産の分割協議をされる場合に作成されるものです。 ・原本をご提出ください。当行でコピーをしてお返しします。	―
遺産分割調停書または遺産分割審判書（確定証明書を添付してください）		・調停・審判の場合は、同謄本をご提出ください。	家庭裁判所
認証文付きの法定相続情報一覧図の写し		・認証文付きの法定相続情報一覧図の写しがある場合は、上記の被相続人さま（亡くなられた方）の戸籍（除籍）謄本と相続人全員が確認できる戸籍謄本は不要です。	法務局

●遺言書がある場合（上記書類のほかに次の書類が必要となります。）

ご提出書類	※	説明事項	発行先
自筆遺言書 遺言検認調書謄本		・原本をご提出ください。当行でコピーをしてお返しします。 ・遺言書で当行預金等の財産分与方法が不確定の場合は、別途分割協議等が必要となります。 ・遺言執行者専任審判書謄本等は、遺言書で遺言執行者が選任されている場合は不要です。	検認手続は家庭裁判所
遺言公正証書正本（謄本）			公証人役場
遺言執行者選任審判書謄本等			家庭裁判所
印鑑証明書（発行６カ月以内）		・遺言執行者がある場合は、遺言執行者の方の印鑑証明書が必要です。	現住所の市区町村

（2026 年 7 月現在）

4. 相続預金のお支払等のご案内

ご準備いただくもの

書類等の名称	説明事項
ご印鑑	・当行所定の書類にご署名と捺印（実印）をお願いします。
その他	・貸金庫契約がある場合は、鍵・貸金庫カード等をご提出ください。 ・ご指定いただきました口座へ相続預金をお振込みいたします。

（2026 年 7 月現在）